

【標準作業】



<p>予想される災害</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 掘削開口部下の集土重機と開口部上部の掘削機械のバケットが接触する。</li> <li>2 地下掘削時のブルドーザーの運転手が切梁・スラブ等を接触する。</li> <li>3 開口部・切梁上の清掃時、作業員が転落する。</li> <li>4 地上からはしごで地下掘削床に降りる際、足を踏みはずし転倒する。</li> <li>5 親杭（H杭）に付着した土砂が重機の振動で剥がれ落ち、作業員やオペレーターに当たり負傷する。</li> </ol>
<p>防止対策 (ポイント)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 上下作業を禁止する。</li> <li>1-2 ベル、回転灯による合図確認を確実に行う。</li> <li>2 必ずヘッドガードの付いたブルドーザーを使用し、後方確認を行う。</li> <li>3 親綱を先行設置し、安全帯を使用する。</li> <li>4-1 はしごを使用する時は、固定するなど転位防止措置をする。</li> <li>4-2 はしごを垂直に使用する時は、親綱、ロリップを使用する。</li> <li>5 親杭（H杭）に付着した土砂は、ケレン集、スコップ等で先行して除去する。</li> </ol>
<p>主な関係法令等</p>	<p>安衛則 1 5 8 条（接触の防止）                  安衛則 1 5 9 条（合図）                  安衛則 3 5 5 条（作業箇所等の調査）                  安衛則 3 5 8 条（点検）                  安衛則 3 6 1 条（地山の崩壊等による危険の防止）                  安衛則 3 6 2 条（埋設物等による危険の防止）                  安衛則 3 6 3 条（掘削機械等の使用禁止）                  安衛則 3 6 4 条（運搬機械等の運行の経路等）                  安衛則 3 6 5 条（誘導者の配置）                  安衛則 5 2 6 条（昇降するための設備の設置等）                  安衛則 5 2 7 条（移動はしご）</p>